

1. 商業まちづくり基本構想の策定状況

【商業まちづくり基本構想の概要】

商業まちづくりの推進に関する基本的な方針や施策、小売商業施設の誘導、抑制を図る地区に関する事項などを定め、市町村と事業者、住民等が協働により主体的にまちづくりを推進。

【策定済み市町村】

福島市 (H21.3策定)
白河市 (H21.3策定)
二本松市 (H21.3策定)
田村市 (H21.3策定)
会津美里町 (H21.3策定)
三春町 (H22.3策定)

※県商業まちづくり課調べ。

【県の支援措置】

県が実施している空き店舗補助事業において、基本構想で小売商業施設を誘導するとしている区域を重点的に支援する優遇措置を講じている。

2. 商業まちづくり基本構想策定の手引き改定

○平成29年10月「商業まちづくり基本構想策定の手引き」改定

【主な改正点】

- ・ 中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画の中で、基本構想に定めるべき事項を整理することで、同計画を基本構想と見なす取扱いを追加。
- ・ H25.12の商業まちづくり基本方針見直しの内容を反映。

今後の方向性

○本県は広大な県土ゆえに、地域によって気候や風土、歴史、文化に加え、取り巻く商業環境も異なっており、商業まちづくりに関する課題等も市町村によってさまざまである。そのため、商業まちづくりの推進にあたっては、各市町村が地域の特性を踏まえた上で、事業者、住民等の意見を聴きながら方針（商業まちづくり基本構想）を策定し、商業まちづくりに関する施策を実施することが求められる。

○商業まちづくり基本構想の策定にあたっては、県が策定する商業まちづくり基本方針や各市町村の関係計画等との整合を図ることが必要であり、特に、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画を策定する市町村については、これらの計画が歩いて暮らせるまちづくりを目指す商業まちづくり基本構想と関連性が強いため、一体的に策定することも含め、連携や連動性を高めることが望ましい。

○商業まちづくりの推進にあたっては、まちづくりの主体である市町村が、事業者や住民等と協働して、商業まちづくり基本構想等を基に、主体的に取り組むとともに、状況に応じて、周辺市町村との連携を図る、特に連携中枢都市圏、定住自立圏構想を持つ市町村においては、協調や連携を深めることが必要。

3. 中心市街地活性化基本計画（認定済）の策定状況

【中心市街地活性化基本計画の概要】

誰もが暮らしやすいコンパクトで環境負荷の小さいまちづくり、活力ある地域経済社会の実現のため、中心市街地の都市機能の増進、経済活力の向上等を総合的、一体的に推進。

【策定済み市町村】

白河市 (H21.3.27認定、第2期計画H26.3.28認定)
福島市 (H22.3.23認定、第2期計画H27.3.27認定)
須賀川市 (H26.3.28認定)
会津若松市 (H27.6.30認定)
いわき市 (H29.3.24認定)

【国の支援措置】

市街地の整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化のための重点支援メニュー（交付金、規制緩和、税制優遇など）を設けている。

出典：中心市街地活性化ハンドブック

4. 立地適正化計画の策定状況

【立地適正化計画の概要】

医療・福祉施設、商業施設や住居等、生活を支える機能を拠点エリアに誘導することにより、コンパクトなまちづくりを進めるほか、地域交通の再編との連携により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進。

【策定済み】

福島市 (H29.3策定)
郡山市 (H29.3策定)

【策定予定】

いわき市	国見町
須賀川市	猪苗代町
喜多方市	矢吹町
二本松市	新地町

※国土交通省公表。（H29.12.31現在）

【国の支援措置】

医療・福祉施設、商業施設を誘導する都市機能誘導区域、住居を誘導する居住誘導区域等を対象に、支援メニュー（交付金、特例措置、税制措置など）を設けている。